毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を、たな卸資産の場合には消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。

［(3)　略］

［5　略］

第87　退職給付に係る会計処理

1　退職給付債務については、「第36　退職給付引当金の計上方法」により退職給付引当金を計上する。

2　退職給付債務について、国又は地方公共団体との人事交流による出向職員であり国又は地方公共団体に復帰することが予定される職員について、公営企業型地方独立行政法人での勤務に係る退職給与は支給しない条件で採用しており、退職給与を支給しないことが公営企業型地方独立行政法人の給与規則等において明らかな場合には、退職給付引当金は計上しない。なお、その場合は、退職給付債務に係る毎事業年度の増加額は行政サービス実施コスト計算書に表示する。

3　公営企業型地方独立行政法人が中期計画等で想定した運営を行わなかったことにより将来の追加的な退職給付債務が発生した場合には、当期において負担すべき追加的費用を追加退職給付引当金に繰り入れ、貸借対照表の固定負債の部に表示するものとする。なお、その場合に当該年度中に追加的な退職一時金が支給されている場合には、当該追加分を当期の損益に反映させるものとする。

4　上記2の見積額の計算に当たっては、退職一時金の期末要支給額を用いた計算によることができる。

第95　二以上の事業を行う公営企業型地方独立行政法人における区分経理に係る会計処理の原則

［1・2　略］

第100　設立団体が二以上である公営企業型地方独立行政法人における区分経理の原則

法第123条第2項に基づく設立団体の協議により、法第34条及び第35条第1項に規定する設立団体の規則を定め、設立団体ごとに区分して経理することとした設立団体が二以上である公営企業型地方独立行政法人においては、地方独立行政法人（公営企業型を除く。）に適用される会計基準第98、第99、第100、第101及び第102並びに注解69、70、71及び72に準じて会計処理並びに注記を行う。

第101　［略］

第102　設立団体の数の減少に係る会計処理

設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合において、公営企業型地方独立行政法人の財産の処分を必要とするときに、出資等に係る不要財産として、定款変更により設立団体とならなくなる団体（以下「脱退設立団体」という。）への納付を行った場合には、第93及び第94に準じて会計処理を行う。

第103　設立団体の数の減少に係る注記事項

設立団体の数を減少させる定款の変更を行った場合、定款の変更の効力が生じた年度において、脱退設立団体の名称、脱退した主な理由及び脱退した日を注記する。ただし、第102により出資等に係る不要財産の納付を行った場合には、これに加え、注解67に準じて注記を行う。

［(3)　同左］

［5　同左］

第87　退職給付に係る会計処理

退職給付債務については、「第36　退職給付引当金の計上方法」により退職給付引当金を計上する。

公営企業型地方独立行政法人が中期計画等で想定した運営を行わなかったことにより将来の追加的な退職給付債務が発生した場合には、当期において負担すべき追加的費用を追加退職給付引当金に繰り入れ、貸借対照表の固定負債の部に表示するものとする。なお、その場合に当該年度中に追加的な退職一時金が支給されている場合には、当該追加分を当期の損益に反映させるものとする。

第95　区分経理に係る会計処理の原則

［1・2　同左］

［新設］

第100　［同左］

第101　設立団体の数の減少に係る会計処理

設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合において、地方独立行政法人の財産の処分を必要とするときに、出資等に係る不要財産として、定款変更により設立団体とならなくなる団体（以下「脱退設立団体」という。）への納付を行った場合には、第93及び第94に準じて会計処理を行う。

第102　設立団体の数の減少に係る注記事項

設立団体の数を減少させる定款の変更を行った場合、定款の変更の効力が生じた年度において、脱退設立団体の名称、脱退した主な理由及び脱退した日を注記する。ただし、第101により出資等に係る不要財産の納付を行った場合には、これに加え、注解67に準じて注記を行う。